



歳末たすけあい激励金のご案内

—みんなでささえあう あったかいまちづくり—

経済的困窮などにより支援を必要とする方が、住み慣れた地域であたたかいお正月を迎えることができるよう市民のみなさまの募金による「歳末たすけあい激励金」の助成を行います。下記に該当し、申請を希望される方は、申請方法をご確認のうえお申込みください。

■助成対象基準（申請できる世帯）

市内在住で前年度の世帯総収入額《給与収入、事業（自営業等）収入、年金（国民・老齢・障がい者・遺族等）収入、児童扶養手当他》が、おおむね下記基準額以下を対象世帯とします。

世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
基準額 (前年度総収入額)	103万円 以下	151万円 以下	199万円 以下	247万円 以下	295万円 以下

※以下、世帯人数が1名増えるごとに48万円を加算した額が基準額となります。

※一緒に住んでいる全員を1世帯とします。世帯分離をしていますが、生計を同一にする場合は1世帯とみなします。

（生活保護受給世帯および長期の入院・入所等により在宅での生活をされていない場合は対象外となります）

■提出先 申請書に必要事項をご記入のうえ、地域の民生委員・児童委員または社会福祉協議会総務課、各事務所に提出してください。申請書は社会福祉協議会（総務課・各事務所）、市役所、公共施設（図書館・コミセン等）ほか、地域の民生委員・児童委員宅にあります。

（申請書は社協ホームページからもダウンロードしていただけます）

■申請時の添付書類（世帯総収入が確認できるもの）

課税（所得）証明書・年金振込通知書・源泉徴収票・児童扶養手当通知書等のコピー（申請書の裏面に貼付してください）

■申請締切 10月29日（金）

■助成決定 共同募金助成事業審査委員会にて審査、助成を決定します。

※激励金の金額は募金実績により決定します。

■助成方法 助成が決定した世帯には、地域の民生委員・児童委員を通じて激励金をお届けいたします。

■個人情報の取扱

この事業で知り得た個人情報は、地域の民生委員・児童委員に提供します。また、歳末助成事業や社会福祉協議会が実施する事業以外には使用しません。

■お問合せ 社協 総務課 電話 0748-20-0502 IP 0505-802-9070



この事業は歳末たすけあい募金により実施しています

令和3年度歳末たすけあい激励金申請書

記入例

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会
会長 大塚 ひとさ 様

下記のとおり、歳末たすけあい激励金を申請します。

なお、下記の個人情報、民生委員・児童委員への情報提供および、東近江市社会福祉協議会が実施する事業に使用することに同意します。

《申請者》

申請日 令和3年10月 1日

ふりがな	しゃきょう はなこ				
氏名	社協 花子				印
生年月日	大正・昭和・平成	51	年	10月	1日 (45歳)
住所	〒 527 - 0000 東近江市 〇〇町21番地1 アパート・マンション名 △△ハイツ 202号室				
電話番号	(携帯)				

《同居家族》 ※申請者を含む同居家族と前年度収入を全員分記入してください

	氏名	続柄	年齢	職業または学校名	前年度総収入額 (①+②+③+④+⑤)
1	社協 花子	申請者	45歳	パート(スーパー〇〇)	①600,000円+④430,680円
2	社協 太郎	息子	16歳	△△高校	①アルバイト 360,000円
3					
4					
5					
世帯全員の総収入額					合計 1,390,680円

前年度総収入額には、下記の①～⑤全ての収入を含みます。該当する収入の合計額を記入してください。

- ①給与収入 ②事業(自営業等)収入 ③年金収入(国民年金・老齢基礎年金・障害者年金遺族年金他)
④児童扶養手当等 ⑤その他

※収入額については、今年度の収入を参考にさせていただくこともあります。

《添付書類》

基準を満たしていることを確認できる書類を裏面に貼付して提出ください。(写しでも可)

例：課税(所得)証明書、年金振込通知書、源泉徴収票、児童扶養手当通知書 等

《助成対象基準》 ※詳しくはチラシをご覧ください

世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
基準額 (前年度総収入額)	103万円以下	151万円以下	199万円以下	247万円以下	295万円以下

《関係者記入欄》

意見欄	(特記事項) 申請世帯の生活状況をわかる範囲でご記入ください	社協受付印	受付者印
	上記の申請者は激励金対象者として適当と認めます 民生委員・児童委員 氏名 印		